平成２６年（フ）第２９８号
岡山市北区辰巳９番地112
債務者　鴨田　博光
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１６号
岡山市東区西大寺中野135番地アドモーゼＢ－１、旧住所岡山市中区下440番地７　Ｋ’ｓＢ東岡山Ⅱ102
債務者　藤本　力也
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４７号
岡山市中区藤崎672番地14
債務者　馬場　智美（旧姓中山・岡崎）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８１号
静岡県袋井市葵町３丁目１番地の15　ドリームＳ・Ｙ201号室
債務者　中川　善登
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第９６２号
千葉県市川市北国分３丁目21番５号
破産者　有限会社エイム
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
群馬県伊勢崎市三光町11番19号
破産者　有限会社小杉材木店
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９４０号
千葉市中央区村田町821番地６
破産者　近藤　浩二
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４７号
最後の住所千葉県市原市東国分寺台４丁目５番地32
破産者　亡堤國光相続財産
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
富山市南央町３番32
破産者　株式会社オカダアート
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９７号
静岡市駿河区登呂６丁目14番44号
破産者　あさ原建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４０号
東京都青梅市新町７丁目63番地の６新町台マンション209号
破産者　畑中　保子（旧姓竹森）
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５２号
岐阜市東鶉２丁目31番地
破産者　山口　美加
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
岐阜市城東通４丁目34番地
破産者　永田商事株式会社
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８０号
岡山市北区建部町和田南2755番地
破産者　有安　禎憲
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３７号
岡山市中区倉富398番地１
破産者　小箕　教平
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８号
岡山市北区尾上1620番地
破産者　藤井　一成
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
大分市新栄町７番29号
破産者　大分民芸販売有限会社
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５３号
群馬県伊勢崎市三光町11番20号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市三光町11番19号
破産者　小杉　英雄
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係